

聴覚補助機器の積極的な活用への支援を求める意見書

難聴は生活障がいとなるのみならず、認知症発症の危険因子の1つと言われており、多くの高齢者にとって身近な問題となっている。また、難聴者はコミュニケーションを避けがちになることなどで社会から孤立する可能性が懸念されている。

難聴対策としては補聴器の使用が知られており、収集した音を増幅して外耳道に送ることで気導聴力を改善する「気導補聴器」と、外耳道が閉鎖している方には、頭蓋骨に直接振動を与えることで音を感じさせる骨導聴力を活用する「骨導補聴器」が用いられてきた。

近年、これら2種類の補聴器に加えて、耳の軟骨を振動させて音を伝える「軟骨伝導」を用いた機器が開発され、従来の気導・骨導補聴器では十分な補聴効果が得られない方や、装用そのものが難しい方に対して新たな選択肢が提供されている。

こうした聴覚補助機器の積極的な活用は、認知症予防と高齢者の積極的な社会参画につながるものであり、高齢化の更なる進展を見据えれば、国策として支援すべきものである。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、下記の事項に取り組むことを強く要望する。

記

- 1 難聴に悩む高齢者が、医師や専門家の助言の下で、自分に合った聴覚補助機器を積極的に活用できる環境を整えること。
- 2 耳が聞こえにくい高齢者や難聴者と円滑にコミュニケーションが取れる社会の構築を目指し、行政等の公的窓口などに、合理的配慮の一環として聴覚補助機器の配備を推進すること。
- 3 地域の社会福祉協議会や福祉施設との連携の下、聴覚補助機器を必要とする人々への情報提供の機会や場の創設等、聴覚補助機器を普及させる社会環境を整えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月28日

吹 田 市 議 会

【送付先】

内閣総理大臣

厚生労働大臣

共生社会担当大臣

衆議院議長

参議院議長